

広島県水道広域連合企業団管理規程第26号

広島県水道広域連合企業団情報公開条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団情報公開条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団情報公開条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政文書開示請求書)

第2条 条例第6条に規定する開示請求書は、別記様式第1号による行政文書開示請求書のとおりとする。

(開示決定通知書等)

第3条 条例第7条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書のとおりとする。

- (1) 行政文書の全部を開示する旨の決定 別記様式第2号による行政文書開示決定通知書
- (2) 行政文書の一部を開示する旨の決定 別記様式第3号による行政文書部分開示決定通知書
- (3) 行政文書を開示しない旨の決定（第4号又は第5号に掲げる決定を除く。） 別記様式第4号による行政文書不開示決定通知書、別記様式第4号の2による行政文書不開示決定通知書（形式上の不備）又は別記様式第4号の3による条例適用外通知書
- (4) 行政文書を開示しない旨の決定（条例第13条の規定により開示請求を拒否する場合） 別記様式第5号による行政文書存否応答拒否通知書
- (5) 行政文書を開示しない旨の決定（開示請求に係る行政文書を保有していない場合） 別記様式第6号による行政文書不存在通知書

(決定期間延長通知書等)

第4条 条例第8条第2項に規定する書面は、別記様式第7号による決定期間延長通知書のとおりとする。

2 条例第8条第3項に規定する書面は、別記様式第8号による決定期間特例延長通知書のとおりとする。

3 条例第8条第4項に規定する書面は、別記様式第9号による決定期間特例延長通知書（災害等）のとおりとする。

(行政文書の写しの交付)

第5条 行政文書の写しを交付するときの交付の部数は、実施機関が特に必要と認める場合を除き、請求1件つき1部とする。

(閲覧の制限等)

第6条 行政文書を閲覧する者は、当該行政文書をき損し、又は汚損してはならない。

- 2 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、行政文書の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(事案移送通知書)

第7条 条例第14条第1項に規定する書面は、別記様式第10号による行政文書開示請求事案移送通知書のとおりとする。

(第三者に対する意見照会等)

第8条 実施機関は、条例第15条第1項又は第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、別記様式第11号による意見照会書により通知するものとする。

- 2 条例第15条第3項に規定する書面は、別記様式第12号による行政文書開示通知書のとおりとする。

- 3 条例第15条第4項に規定する書面は、別記様式第13号による決定期間延長通知書（第三者不在等）のとおりとする。

(諮問通知等)

第9条 条例第19条第1項に規定する審査請求に対する裁決をすべき実施機関が、同項の規定により広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問するときは、別記様式第14号による諮問書により行うものとする。

- 2 実施機関は、条例第19条の規定により審査会に諮問した場合は、別記様式第15号による情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書により、条例第20条各号に掲げる者に通知するものとする。

(審査会提出意見書の閲覧等)

第10条 広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会規程（令和5年広島県水道広域連合企業団企業管理規程第21号）第10条第1項の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めようとする者は、別記様式第16号による情報公開・個人情報保護審査会提出意見書（資料）閲覧等申出書を審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の申出があった場合は、別記様式第17号による情報公開・個人情報保護審査会提出意見書（資料）閲覧等回答書により回答するものとする。

(運用状況の公表)

第11条 条例第25条の規定による運用状況の公表は、広島県水道広域連合企業団公報に登載して行うものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

行政文書開示請求書

年 月 日

様

請求者 住所(法人等の団体にあつては事務所又は事業所の所在地)
〒 —

氏名(法人等の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話() —

広島県水道広域連合企業団情報公開条例の規定に基づき、次のとおり行政文書の開示の請求をします。

請求する行政文書の件名又は内容 〔できるだけ具体的に記載してください。〕	
開示の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送)
備考	

注 開示の方法については、御希望に添えない場合がありますので御了承ください。

<職員記載欄> この欄には、記載しないでください。

担当部署	
------	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第2号（第3条関係）

行政文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、広島県水道広域
連合企業団情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しま
した。

行政文書の件名	
開示の日時	年 月 日() 時から 年 月 日() 時まで
開示の場所	
担当部署	電話() ー
備考	
注意事項 1 行政文書の開示を受ける際は、この通知書を職員に提示してください。 2 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してく ださい。 3 行政文書の開示により得た情報は、適正に用いなければなりません。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

行政文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、広島県水道広域
 連合企業団情報公開条例第7条第1項及び第11条第1項の規定により、次のとおり部分開
 示することを決定しました。

行政文書の件名	
部分開示の日時	年 月 日() 時から 年 月 日() 時まで
部分開示の場所	
開示しない部分 及びその理由	広島県水道広域連合企業団情報公開条例第10条第 号に該当
担 当 部 署	電話() —
備 考	
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政文書の開示を受ける際は、この通知書を職員に提示してください。 2 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください。 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 4 また、この処分があったことを知った日(に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県水道広域連合企業団を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県水道広域連合企業団を代表する者は、 となります。) 5 行政文書の開示により得た情報は、適正に用いなければなりません。 	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第4号（第3条関係）

行政文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、広島県水道広域
連合企業団情報公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定し
ました。

行政文書の件名	
開示しない理由	広島県水道広域連合企業団情報公開条例第10条第 号に該当
担 当 部 署	電話() —
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日(に対して審査請求をした 場合は、当該審査請求に対する の裁決のあったことを知った日)の翌日 から起算して6か月以内に、広島県水道広域連合企業団を被告として広島地方裁 判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県水 道広域連合企業団を代表する者は、 となります。)	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第4号の2（第3条関係）

行政文書不開示決定通知書（形式上の不備）

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けの行政文書開示請求書は形式上の不備があるため、広島県水道広域連合企業団情報公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しました。

開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
開示しない理由	
担 当 部 署	電話（ ） —
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県水道広域連合企業団を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県水道広域連合企業団を代表する者は、 となります。）。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

条例適用外通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、広島県水道広域
連合企業団情報公開条例の適用がないため、広島県水道広域連合企業団情報公開条例第7
条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しました。

行政文書の件名	
開示しない理由	広島県水道広域連合企業団 第2条第2項本文 に該当しない 情報公開条例 第2条第2項第 号 に該当 第17条第 項
担 当 部 署	電話 () -
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日(に対して審査請求をした場 合は、当該審査請求に対する の裁決のあったことを知った日)の翌日から 起算して6か月以内に、広島県水道広域連合企業団を被告として広島地方裁判所にこ の処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県水道広域連合 企業団を代表する者は、 となります。)	

注1 不要な文字は消すこと。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

行政文書存否応答拒否通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、広島県水道広域
連合企業団情報公開条例第7条第2項及び第13条の規定により、次のとおり存否応答を拒
否します。

開示請求に係る 行政文書の件名 又は内容	
存否応答拒否の 理 由	行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき 利益を損なうこととなるため。
担 当 部 署	電話() ー
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日(に対して審査請求をした場 合は、当該審査請求に対する の裁決のあったことを知った日)の翌日から 起算して6か月以内に、広島県水道広域連合企業団を被告として広島地方裁判所に この処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県水道広域連 合企業団を代表する者は、 となります。)	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

行政文書不存在通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、次のとおり保有していないため、広島県水道広域連合企業団情報公開条例第 7 条第 2 項の規定により、開示しないことを決定しました。

開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
行政文書を保有していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了により廃棄したため 3 その他()
担当部署	電話() —
備考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日(に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県水道広域連合企業団を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県水道広域連合企業団を代表する者は、 となります。)	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記様式第7号（第4条関係）

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、広島県水道広域
連合企業団情報公開条例第8条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

政文書の件名	
決定期間の満了日	年 月 日
延長後の決定期間	年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	電話() ー
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第8号（第4条関係）

決定期間特例延長通知書

第 年 月 日
号

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、広島県水道広域
連合企業団情報公開条例第8条第3項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を
延長したので通知します。

開示請求に係る行政 文書の件名又は内容	
開示請求があった日 から60日以内に行政 文書のすべてについ て開示決定等をする ことができない理由	
行政文書の相当の部 分について開示決定 等をする期間	年 月 日まで
残りの行政文書につ いて開示決定等をす る期限	年 月 日まで
担 当 部 署	電話() ー
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第9号（第4条関係）

決定期間特例延長通知書(災害等)

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、広島県水道広域
連合企業団情報公開条例第8条第4項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

開示請求に係る行政 文書の件名又は内容	
延長前の決定期間	年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日まで
延長の理由	
担 当 部 署	電話() ー
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第 10 号（第 7 条関係）

行政文書開示請求事案移送通知書

第 年 月 日
号

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、広島県水道広域
連合企業団情報公開条例第14条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送しました。
なお、今後の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る行政 文書の件名又は内容	
移送を受けた実施機 関	
移送を受けた実施機 関の担当部署	電話() —
事案を移送した理由	
移送をした実施機関 の担当部署	電話() —
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

意見照会書

第 年 月 日

様

印

広島県水道広域連合企業団情報公開条例の規定に基づき、次のとおり、に関する情報が記録された行政文書について、開示請求がありましたので、同条例第 15 条第 項の規定に基づき、意見照会します。

については、当該行政文書の開示決定等に関して、意見書を提出することができますので、意見があれば書面により 年 月 日までに回答してください。

なお、 年 月 日までに回答がない場合は、意見がないものとして処理します。

開示請求に係る行政文書の件名	
開示請求に係る行政文書に記録されているに関する情報の内容	
開示請求があった日	年 月 日
※広島県情報公開条例第 15 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由	広島県水道広域連合企業団情報公開条例第 15 条第 2 項第 号適用 (理由)
意見書の提出先	電話() ー
備考	
注意事項 ※欄は、広島県水道広域連合企業団情報公開条例第 15 条第 2 項の規定による照会の場合に限り、記載してあります。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

行政文書開示通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付け 第 号で通知した意見照会書に対し、 から開示について反対意見が提出された行政文書について、次のとおり開示することを決定しました。

開示請求に係る行政文書の件名	
開示することとした行政文書に記録されている に関する情報	
開示を実施する日	年 月 日
開示を行う場所	
開示決定をした理由	
担 当 部 署	電話() —
備 考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 〔 なお「開示を実施する日」の前日までに審査請求がないときは、審査請求 ができる期間内であっても開示されることとなります。 〕 2 また、この処分があったことを知った日(に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県水道広域連合企業団を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県水道広域連合企業団を代表する者は、 となります。)。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第13号（第8条関係）

決定期間延長通知書(第三者不在等)

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった行政文書については、広島県水道広域連合企業団情報公開条例第15条第4項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
延長前の決定期間	年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	電話() ー
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第14号（第9条関係）

諮問書

第 年 月 日
号

広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会 様

印

広島県水道広域連合企業団情報公開条例第8条第1項の開示決定等（第5条の規定による開示請求に係る不作為）について、審査請求があったので、同条例第19条第1項の規定により、次の事項について諮問します。

- 1 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る不作為）の対象となった行政文書の件名等
- 2 開示決定等をした（開示請求に係る不作為の）具体的な理由
- 3 関係書類
 - (1) 審査請求書の写し
 - (2) 行政文書開示請求書の写し
 - (3) 決定通知書の写し
 - (4) 審査請求に係る経過説明書
 - (5) 弁明書の写し
 - (6) 反論書の写し
 - (7) 意見書の写し
 - (8) その他

4 担当部署

電話() ー

注1 不用な文字は、消すこと。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第15号（第9条関係）

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

印

行政文書の開示請求に係る開示決定等（行政文書の開示請求に係る不作為）に対する審査請求について、広島県水道広域連合企業団情報公開条例第19条第1項の規定により、広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問しました。

開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
審査会に諮問した日	年 月 日
担 当 部 署	電話() ー
備 考	

注1 不用な文字は、消すこと。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第16号（第10条関係）

情報公開・個人情報保護審査会提出意見書(資料)閲覧等申出書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会 様

郵便番号

住所又は法人等の所在地

氏名又は法人等の名称・代表者名

連絡先

電話() —

広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会に提出された意見書(資料)について、広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会規程第〇条第〇項の規定により、次のとおり閲覧等の申出をします。

申出に係る意見書(資料)の内容	
閲覧等の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送)

<職員記載欄> この欄には、記載しないでください。

申出者の区分	1 審査請求人 2 参加人 3 諮問実施機関
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第17号（第10条関係）

情報公開・個人情報保護審査会提出意見書(資料)閲覧等回答書

年 月 日

様

広島県情報公開・個人情報保護審査会 印

年 月 日付けで申出のあった情報公開・個人情報保護審査会提出意見書(資料)については、次のとおり回答します。

申出に係る意見書(資料)の内容	
区 分	1 承諾 2 部分承諾 3 不承諾
閲覧(写しを交付)できる日時	年 月 日 時 以後
閲覧(写しを交付)できる場所	
部分承諾又は不承諾の理由	
審査会事務局	電話() —
備 考	
注意事項	1 意見書(資料)の閲覧(写しの交付)を受ける際は、この回答書を職員に提示してください。 2 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ審査会事務局に連絡してください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。